松本市アルプス公園自然活用検討会議 提言書 【概要版】



令和4年4月7日 松本市アルプス公園自然活用検討会議

1 提言

北側拡張部は、平成10年度報告書のなかで理念・テーマや自然活用ゾーン 及び緑地保全ゾーンを定め、これに基づいて整備されている。これらを踏襲す ることを原則に、現状の評価を踏まえて必要に応じて修正し、今後の理念・テーマ、自然活用ゾーン、緑地保全ゾーンの整備・活用及び管理運営体制について、以下のように提言する。

(1) 提言 1

【活用のテーマ】

公園として計画的に管理育成することにより、かつての里山のように 人々と密接に係わり、親しまれる環境づくりを目指すとともに、未来への 大切な市民の財産として、育み残していくことを基本とし、整備当時から 社会情勢が変化してきたことを踏まえ、〈環境教育〉〈体験・体験学習〉〈健 康〉〈癒し〉を新たなテーマとして設定する。

そして、これらの活用のテーマを一体として実現するために、**次のキャッチフレーズを提言**する。

キャッチフレーズ <遊んで学んでみんなで里山づくり>

(2) 提言 2

【北側拡張部の全体】

北側拡張部の全体について、「名称」、「PR (広報宣伝)」、「公園案内」、「園内の移動」に関して以下のとおり提言する。

ア 名称

現在、北側は拡張部、対する南側は開園部という呼び方をしているが、 アルプス公園園内のイメージアップのため、愛着のある名称の決定を 提言する。

イ PR (広報宣伝)

施設の借り方や利用方法が分かりにくく、市民にアルプス公園の魅力が伝わっていないので、PR(広報宣伝)方法の見直し、充実を提言する。

ウ 公園案内

公園内の案内板の案内表示情報が古く、また、園内や広場に通じるルートを示す看板が不足しているため、アルプス公園全体に案内板や道標を再整備するよう提言する。

エ 園内の移動

高齢者や乳幼児連れの家族には、園路のアップダウンが多く、移動が大変なため、園内の移動方法の検討や園路に関する情報提供の充実を提言する。

(3) 提言3

【自然活用ゾーン】

北側拡張部の「東入口駐車場」、「ふれあいの水辺」、「森の入口広場」、「森の里広場」、「北入口広場」、「しぜんかんさつの森」、「花の丘」の7つの自然活用ゾーンと「園路」に関する平成10年度報告書で示された整備方針と、現状の評価などに基づく提言は以下のとおりである。



ア 東入口駐車場

緑陰駐車場のアルプス公園中央に位置する駐車場として、市内からの 誘導方法の検討を提言する。

イ ふれあいの水辺

未買収用地の確保と整備方針の水の自然観察を来園者が安全に利用できる整備の検討を提言する。

ウ 森の入口広場

多様な生物が生息できるビオトープとして、整備した池の活用方針と 公園利用者から認知度の低い、「森の入口休憩場」の利用方法の検討を 提言する。

エ 森の里広場

西山の景観確保と里山の整備を行うとともに、公園利用者の参加を促すような体験行事計画の検討を提言する。

オ 北入口広場

自然観察に活用できる、放棄水田や「水上ため池」の利用方針を検討すると共にサブエントランスである使いやすい駐車場の整備を提言する。

カ しぜんかんさつの森

ニセアカシア林から在来の広葉樹への樹種転換を図り、生き物が住みやすい環境と安全に観察を行なえる施設整備を提言する。

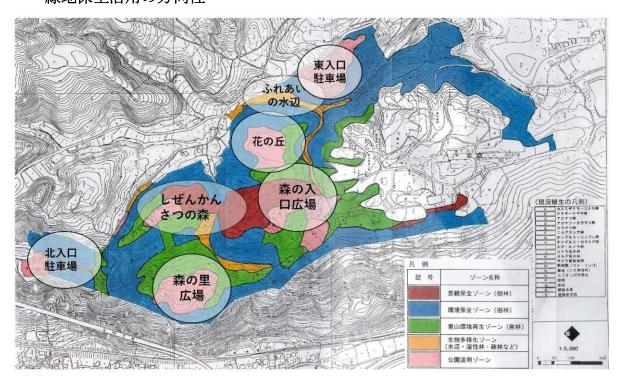
キ 花の丘

東入口駐車場から近く植物や動物、星の観察など様々な利用ができる場所として、活用方針の再検討を提言する。

ク 園路

自然と遊びと眺望を満喫し、公園内を快適に移動できる遊歩道と、 ユニバーサルデザインを配慮した園路の整備を提言する。

(4) 提言 4 【緑地保全ゾーン】 緑地保全活用の方向性



公園の緑化保全の各ゾーンにおいて、自然環境と連ねて、生物多様性、森林保護を目標とし、ゼロカーボンシティを目指した取組みのもと、豊かな自然環境を次世代へつなげることはアルプス公園の使命である。

- ア 森の里広場など里山林に戻すことを検討する。
- イ 生物多様性に配慮した維持管理を行う。
- ウ 景観に配慮した森林整備を行う。
- エ 西側急傾斜地は適切な間伐整備を行い、かん養機能を保持する。
- オ ニセアカシア林の伐採を計画的に行い、在来の広葉樹林へ樹種転換を行う。

(5) 提言 5

【推進体制および管理運営】

公園利用を促進するために、市民と協働の体制と管理運営に関して以下のとおり提言する。【別紙 組織図案のとおり】

- (ア) ボランティア団体 市民参加型の公園ボランティア団体・個人として活動する。 活動計画申請の提出
- (イ) 管理運営団体 団体への意見・助言・指導などを行う。 指定管理者と意見交換を行って、市民協働体制を支える。
- (ウ) 指定管理者 団体などと連携して市民活動の受け入れ窓口として活動を支える。
 - ・市民から学習、維持管理に結び付く団体などの募集、受付、支援・活動における広報活動
- (工) 市(公園緑地課)

管理運営団体と指定管理者との調整を行う。 許認可に関わる業務を行う。

(6) 今後について

今回の松本市アルプス公園自然活用検討会議の提言に基づき、松本市 アルプス公園北側拡張部の魅力向上に向け、提言の具現化を進めていた だきたい。

